

新型コロナウイルス感染症の電話相談窓口
以下の情報は、3月22日時点のものです

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**来所相談は行っていません。**ご理解・ご協力をお願いします。

一般的な相談窓口

新型コロナウイルス感染症の特徴・予防方法、心配な症状が出た時の対応など

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口」

日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語での相談可

フリーダイヤル ☎0120-565-653
午前9時～午後9時(土・日曜日、祝日を含む)

*タイ語は午後6時まで、ベトナム語は午後7時まで

都「新型コロナコールセンター」

日本語、英語、中国語、韓国語での相談可

ナビダイヤル ☎0570-550-571
午前9時～午後10時(土・日曜日、祝日を含む)

聴覚障害のある方 ▶ FAX5388-1396

相談票に記入の上、送信(右のコードを読み取ることで相談票の出力画面に接続可)



発熱などの症状がある方の相談先

かかりつけ医がいる場合

必ず電話で日頃受診している医療機関にご相談ください。

かかりつけ医がいない場合や相談先に迷う場合

診療や検査が可能な地域の医療機関をご案内します。

東京都発熱相談センター ☎5320-4592

24時間対応(土・日曜日、祝日を含む)

墨田区発熱・コロナ相談センター ☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

*新型コロナウイルス感染症による不安やストレスなどについても相談可

*混雑時は電話がつながりにくい場合あり

*診察が可能な区内の医療機関の一覧は区ホームページでも閲覧可(右下のコードを読み取ることでも接続可)

後遺症にお悩みの方の相談先

電話の際に、「**後遺症の相談**」とお伝えください。

墨田区後遺症相談センター ☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

[問合せ]保健予防課感染症係 ☎5608-6191 *新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は区ホームページを参照(右のコードを読み取ることでも接続可)



5月10日から65歳以上の方への接種を開始します
新型コロナウイルス感染症 ワクチン接種に関する電話相談窓口

墨田区コロナワクチン接種問い合わせダイヤル

日本語、英語、中国語、韓国語での相談可

☎6734-0307

午前8時半～午後5時15分(土・日曜日、祝日を含む)

区内在住の方のワクチン接種スケジュール・接種会場・予約方法等は、3月25日発行の新型コロナワクチン接種特集号や区ホームページ



でお知らせしています(区ホームページは下のコードを読み取ることでも接続可)。

墨田区新型コロナワクチン接種広報大使「わく丸」



第2弾 最大30%がポイントで戻ってくる！
ポイント還元キャンペーン(PayPay)を実施します！

区と区商店街連合会は、引き続き区内商店を支援するため、ポイント還元キャンペーンを実施します。

区内の対象店舗でキャッシュレス決済サービス「PayPay」で決済すると、最大30%がポイントで還元されます。この機会に区内商店で買物を楽しみましょう。詳細は、区ホームページをご覧ください(右のコードを読み取ることでも接続可)。



コード

実施期間

5月10日(月)～6月10日(木)

対象店舗

区内のPayPay導入店(大型店・チェーン店・フランチャイズ店を除く)

付与上限

- ▶ 1回の決済につき3000ポイント
- ▶ 実施期間中、1万2000ポイント
- * ポイントは、支払日の翌日から30日後に付与予定(利用状況等により、前後する可能性あり)

[問合せ]産業振興課産業振興担当 ☎5608-6187

墨田区国民健康保険または、75歳以上で東京都後期高齢者医療制度の被保険者の方へ
新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給

墨田区国民健康保険または東京都後期高齢者医療制度の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができない期間について、傷病手当金を支給します(個人事業主・フリーランスは除く)。

[対象] 次の**全ての要件**を満たす方 ▶ 墨田区国民健康保険または東京都後期高齢者医療制度の被保険者である ▶ 給与等の支払いを受けている被用者である ▶ 新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のために労務に服することができない ▶ 労務に服することができない期間について給与の全額または一部が支給されない**[支給期間]** 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間**[支給額]** 直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数 * 上限あり**[適用期間]** 令和2年1月1日～3年6月30日の間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合は、最長1年6か月まで)

支給には申請が必要です。

支給を希望する場合は、必ず事前に電話でお問い合わせください。

墨田区国民健康保険の被保険者の問合せ

国保年金課くほ給付係
☎5608-6123

75歳以上で東京都後期高齢者医療制度の被保険者の問合せ

広域連合お問合せセンター
☎0570-086-519・FAX0570-086-075
月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

ご注意ください

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容(期日や施設等)が変更または中止となる場合があります。また、日程により、閉館や利用の縮小をしている施設等もあります。最新情報は各申込先・問合せ先へご確認ください。

世界一の交通安全都市TOKYOをめざして
春の全国交通安全運動

4月6日～15日に、春の全国交通安全運動を実施します。今年は▶子どもと高齢者をはじめとする歩行者の安全確保 ▶自転車の安全利用の推進 ▶歩行者等の保護をはじめとする安全運転意識の向上 ▶二輪車の交通事故防止 ▶放置自転車・放置二輪車の撲滅 に重点を置き、運動を展開します。

また、4月10日は「交通事故死ゼロをめざす日」です。交通ルールを守り、交通事故のない社会を築きましょう。

[問合せ]▶土木管理課交通安全担当 ☎5608-6203 ▶本所警察署 ☎5637-0110 ▶向島警察署 ☎3616-0110

利用期間を延長します
産後ケア事業「外来型乳房ケア」「訪問型乳房ケア」

病院や助産所、ご自宅で助産師による乳房ケアや授乳指導等を受けることができる「外来型乳房ケア」「訪問型乳房ケア」の利用期間は、これまで産後4か月未満でしたが、4月1日から産後1年未満に延長します。利用には事前の申請が必要です。申請方法等の詳細は区ホームページをご覧ください。

[対象] 墨田区に住居登録があり、家族等から十分な援助が受けられず、育児等に不安のある産後1年未満の母親とその子ども**[利用上限]**▶外来型乳房ケア=4回まで ▶訪問型乳房ケア=3回まで *すでに申請されている方も4月1日以降に利用回数が残っている場合は利用可**[問合せ]** 本所保健センター ☎3622-9137

予約の受け付けを開始します
就学相談

令和4年4月に小学校に入学予定で、心身に障害等があると思われる子どもの就学先(学びの場)の相談を受け付けます。なお、特別支援教育説明会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今年実施しませんのでご了承ください。

[申込み] 4月14日午前9時から電話で学務課給食保健・就学相談担当 ☎5608-6304へ

毎月1日は
墨田区防災の日

4月1日の点検項目
日頃から
家庭で職場で
防災会議

